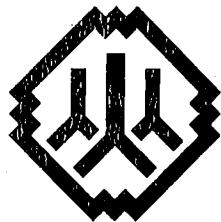


事業概要

平成19年度



山梨県食肉衛生検査所

〒406-0034 山梨県笛吹市石和町唐柏1028

電話 055-262-6121

FAX 055-263-9528

E-mail : shokuniku@pref.yamanashi.lg.jp



第1章 總說

庁舎全景





はしがき

本県の食肉衛生検査業務につきましては、日頃から御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

いまだ食品に係る不祥事が相次ぎ消費者の安全に対する信頼を揺るがし、「食」への信頼が大きく低下してしまったことは誠に残念です。

このような状況のなか、BSE 対策特別措置法施行規則の一部改正に伴い、本年 8 月から20ヶ月齢以下の若齢牛は当該検査から除外されることになりましたが、本県においては、食の安全と消費者の不安を回避する観点から引き続きこれら若齢牛を含め全頭検査を継続・実施し、食肉の安全確保に勤めてまいる所存です。

また、この 4 月隣国韓国では、鳥インフルエンザが猛威を振るうなか、国内においては、秋田県十和田湖畔で見つかったオオハクチョウの死骸から強毒性の H 5 N 1 亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離されるなど話題になっています。

こうしたことから、常に危機意識を持ち、疾病情報等に注意を払わなければなりません。

当所では、日々の検査で消費者の健康を守る観点から、と畜場及び食鳥処理場をはじめ関係機関との緊密な連携や情報交換を行いながら、最新の知識・技術に基づいた迅速で正確な検査を実施し、衛生的で安全な食肉の確保を図るため、と畜検査、食鳥検査における疾病的排除はもとより、微生物制御、動物医薬品等の残留防止など適切かつ厳正な検査、さらに、食肉処理施設への衛生管理指導、家畜生産農家に対する検査結果のフィードバック及び検査の精度管理の推進に積極的に取り組んでいく所存です。

ここに平成19年度事業概要を取りまとめましたのでご活用いただければ幸いに存じます。

なお、昨年度当所のホームページを立ち上げましたのでご高覧いただければ幸いです。

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/shokuniku/>

平成20年 9 月

山梨県食肉衛生検査所

所長 長田久光

目 次

第1章 総 説	1
1 検査所の沿革	1
2 関係条例	2
(1) 山梨県行政組織規則	2
(2) 山梨県行政機関等の設置に関する条例	2
(3) 山梨県事務決裁規則	3
(4) 山梨県職員給与条例	4
(5) 山梨県職員の給与に関する規則	5
(6) 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程	5
3 食肉衛生検査所の組織・構成	6
4 検査所の概要	7
(1) 施設の概要	7
(2) 平面図	7
(3) 案内図	9
(4) 主要備品の一覧表	10
5 山梨県と畜・食鳥検査手数料	11
6 と畜場・食鳥処理場一覧表	11
7 処理場の開場状況	11
第2章 事業概要	13
1 事業の内容	13
2 食肉関係	13
(1) 年度別食肉検査状況	13
(2) 平成19年度と畜場別検査頭数	14
(3) 月別検査頭数	14
(4) とさつ禁止、廃棄状況	15
(5) 病名別一部廃棄状況	16
3 食鳥関係	18
(1) 年度別検査羽数及び廃棄状況	18
(2) 平成19年度検査結果	19
4 精密検査関係	21
(1) 精密検査実施状況	21
(2) 各検査室における検査内容	22
5 衛生指導	26
6 研修	27
第3章 調査・研究発表	29
1 食鳥検査合格後に判明したブロイラーの深胸筋病変について	29
2 鶏の腹腔内腫瘍	34

第1章 総 説

1. 検査所の沿革

- 昭和38. 3.14 山梨県枝肉センターの発足に伴い、公衆衛生課からと畜検査員派遣
昭和38. 4. 1 石和保健所に、と畜検査係が新設され、山梨県枝肉センターで行うと畜検査を担当する。
昭和41. 7.13 吉田と畜場、現在地に移転
昭和42. 11. 1 山梨県枝肉センターは、(株)山梨県食肉公社となる。
昭和44. 3.31 町営上野原と畜場廃止
昭和46. 4. 1 山梨県食肉衛生検査所発足、(株)山梨県食肉公社内の既設建物の一部を仮庁舎とする。県下6と畜場を所管
石和保健所と畜検査係廃止
昭和48. 2.21 鰍沢と畜場廃止
昭和48. 7. 5 山梨県食肉衛生検査所庁舎を建設する。
 敷地面積 652.83m²
 庁舎本館 鉄筋コンクリート2階建 328m²
 付属建物 車庫、動物飼育室、ブロック造平屋建 40m²
 付属施設 プレハブ倉庫
昭和49. 3.31 峠東と畜場廃止
昭和49. 4. 1 次長制が設置される。
昭和50. 7.11 巨摩と畜場廃止
昭和59. 7.20 荘崎と畜場移転廃止
昭和59. 7.21 荘崎食肉センター発足
平成 3. 4. 1 食鳥法関係の事務を所掌する。
平成 3. 9. 1 (株)山梨県食肉公社は(株)山梨食肉流通センターとなる。
平成 4. 1.10 山梨県食肉衛生検査所新庁舎起工式
平成 4. 1.23 荘崎食肉センター廃止
平成 4. 4. 1 山梨県行政組織規則の一部改正により、検査第一課・検査第二課の2課制となる。
 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の発足
 甲斐食産(株)及び山梨チキン事業協同組合において食鳥検査開始。
平成 4.11. 8 新庁舎へ移転
平成 5. 3.25 新庁舎 竣工式
 敷 地 面 積 903m²
 建物延面積 918m²
 本 館 鉄筋コンクリート造 3階建 752m²
 付属建物 鉄筋コンクリート造 2階建 110m²
 付属施設 軽量鉄骨造(車庫) 56m²
平成 9. 3.31 富士吉田食肉センター廃止
平成10. 1. 5 山梨チキン事業協同組合休止
平成11. 9.30 ク 廃止
平成11.11. 1 甲斐食産(株)許可(八代町)
平成13.10.18 BSE 検査開始
平成14. 3.12 BSE 検査室整備
平成14.11. 1 甲斐食産(株)休止(石和町)

2. 関係条例

(1) 山梨県行政組織規則（抜すい）

(昭和43年3月30日規則第12号)

第3章 出先機関

第一節 設置内部組織及び事務分掌

(設置及び内部組織)

第16条 各部又は局の事務を所掌させるため、次に掲げる出先機関を置く。

2 前項の出先機関の位置は、別表第3のとおりとする。

(別表第3)

出 先 機 閣	課	位 置
食 肉 衛 生 檢 查 所	検 査 第 一 課 検 査 第 二 課	笛 吹 市

6 出先機関の分掌事項は、別表第6のとおりとする。

(別表第6)

食肉衛生検査所	1、獣畜のとさつ又は解体の検査に関すること。 2、とさつ解体の禁止及び措置の命令に関すること。 3、設置者等に対し、県が必要と認める報告の徴収及び立入り検査に関すること。 4、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
---------	--

第18条 食肉衛生検査所に次長を置く。

21 次長は上司の命を受け、その所掌事務を整理し、所長を補佐する。

(2) 山梨県行政機関等の設置に関する条例

(昭和60年3月29日山梨県条例第2号)

(食肉衛生検査所)

第10条 法第156条第1項の規定により、と畜場法（昭和28年法律第114号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づく事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
山梨県食肉衛生検査所	笛吹市	県下全域

(3) 山梨県事務決裁規則

(昭和43年3月30日山梨県規則第13号)

第1章 総 則

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

8 所長 組織規則第17条第1項に規定する出先機関の長をいう。

10 専決 知事の権限に属する事務の一部を常時知事に代わって出納長、部長、事務局長、課長及び所長限りで決裁することをいう。

(所長の専決事項)

第5条 所長の専決事項は、別表第1のとおりとする。

(別表第1) 平成12年4月1日現在

1 所長の共通専決事項

- 1 所属職員の事務分掌の決定に関すること。
- 2 所長及び次長の旅行の命令及びその復命の受理に関すること。
- 3 所長及び次長の年次有給休暇の付与、有給休暇、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替に関すること。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による部分休業の承認に関すること。
- 5 所属職員の時間外勤務、休日勤務及び当直勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関するこ^ト。
- 6 二月以内の期間の臨時の任用に関すること。
- 7 所内使用に関すること。
- 8 所属職員の身分証明書の書換えの検認に関すること。
- 9 通知、申請、照会、回答、報告、届出及び進達並びに督促に関すること。
- 10 報告及び届出の受理に関すること。
- 11 所掌事務に係る証明書等に関すること。
- 12 登記嘱託に関すること。
- 13 行政財産の使用許可に関するこ^と（電柱、ガス管、水道管その他これらに類する物の設置及び継続使用に係るものに限る。）。
- 14 公文書の公開又は非公開の決定に関するこ^と。
- 15 個人情報の開示及び訂正の決定に関するこ^と。
- 16 その他前各号に準ずる事項に関するこ^と。

2 所長の固有専決事項

食肉衛生検査所
一 と畜場法の規定による次の事項
1 と畜頭数の制限に関すること。
2 獣畜のとさつ又は解体の検査に関すること。
3 とさつ解体の禁止等の措置及び措置命令に関すること。
4 自家用とさつの届出の受理に関すること。
5 と畜場外とさつの届出の受理又は許可及び必要な措置に関すること。
6 と畜場の設置者等に対する県が必要と認める報告の徴収及び立入検査に関すること。
7 都道府県等食品衛生監視指導計画に関すること。
二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定による次の事項（認定小規模処理業者に係るもの除く。）
1 食鳥処理業者等に対する報告の徴収及び立入り検査に関すること。
2 食鳥検査に関すること。
3 食鳥のとさつ等の禁止、食鳥の隔離等に係る命令若しくは職員の執行又は食鳥の廃棄等に係る職員の執行に関すること。
三 食品衛生法の規定による次の事項
1 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るもの除く。）に対し県が必要と認める報告の徴収及び臨検検査に関すること。
2 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るもの除く。）における食肉の収去及び検査に関すること。
3 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るもの除く。）における食肉の廃棄並びにその他と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るもの除く。）における食品衛生上の危害の除去のために必要な措置命令。

(4) 山梨県職員給与条例

(昭和27年11月27日山梨県条例第39号)

(給料の調整)

- 第11条 人事委員会は、給料月額が職務の複雑、困難、若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の等級に属する他の職に比して著しく、特殊な職に対して適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。
- 2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の百分の二十五をこえてはならない。
- 3 第一項の調整額表の適用は、その職員が同項に規定する職にある期間に限るものとする。

6. 研修

関係機関が開催する各種の県外研修に参加し、検査員の資質向上を図った。

また、基礎的知識、技能の習得のため、所内研修会を実施した。

月 日	出 張 内 容	場 所
2007／5／9～5／11	第55回病理部会研修会	神奈川県
6／15	第247回鶏病事例検討会	茨城県
6／15	HPLC 基礎講座	東京都
6／18～7／13	平成19年度国立保健医療科学院特別課程	埼玉県
7／25～27	先進地視察研修	北海道
8／31	平成19年度食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会	新潟県
9／21	第248回鶏病事例検討会	茨城県
9／26～27	第28回日本食品微生物学会学術総会	東京都
10／5	第25回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会・研修会	静岡県
10／18～19	平成19年度全国食品衛生監視員研修会	東京都
10／19	ウォーターズ固相抽出／LC 分離講座	宮城県
10／19	平成19年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	長野県
11／2	平成19年度動物由来感染症対策技術研修会	東京都
11／8～9	第56回病理部会研修会	神奈川県
11／21	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会第27回総会・研修会	茨城県
12／21	第249回鶏病事例検討会	茨城県
2008／1／21～22	平成19年度食鳥肉衛生技術研修会・衛生発表会	東京都
1／23～25	平成19年度食肉衛生技術研修会・衛生発表会	東京都

平成19年度 所内研修会

第1回 担当・検査室からの連絡、確認事項について	4月26日
第2回 病理部会予演会「鶏の肝臓の腫瘍」	5月9日
第3回 フレライザBSE事項変更品の操作法及び取り扱いについて	7月19日
第4回 ①先進地視察復命研修（北海道早来食肉衛生検査所） ②飲酒運転根絶、セクシャルハラスメントについて	8月16日
第5回 ヨーネ病研修会	9月4日
第6回 ①血液検査用パソコンの操作方法について ②一人一台パソコンの使用にあたっての留意事項 ③国立保健医療科学院特別課程「食肉衛生検査コース復命研修」	9月27日
第7回 関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会予演会 「山梨県における豚のE型肝炎ウイルスの浸潤状況」	10月18日
第8回 病理部会予演会「馬の心臓」	11月5日
第9回 食鳥処理場におけるHPAI発生時の対応について	12月14日
第10回 県公衆衛生研究発表会予演会 ①「山梨県における食肉動物の腫瘍について（第2報）」 ②「豚枝肉及びカット肉の冷蔵庫内保存状況と細菌検査について」	2月4日
第11回 GLPの概要とHPLCの演習	3月7日

敗血症及び豚丹毒による処分頭数の年計推移

処分理由	動物種	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
敗 血 症	牛	3		3	3	3	3	3	7	4	4	12	24	14	18	7
	とく		1										2	0	0	0
	馬				1									0	0	0
	豚	3	6	1	5	4	9	2	1	1	2	8	10	15	4	8
豚 丹 毒	豚	21	12	7	10	11	14	46	17	4	15	20	24	3	3	3

生物科学検査室（ウイルス）検査室

ウイルス検査室では PCR 法を用いて牛の白血病について補助的な診断を行った。

【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
B L V	牛	10	75	75
合 計		10	75	75

【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
B L V 検査法	牛	0	0	0
H E V 調査	豚	10	10	10
合 計		10	10	10

5. 衛生指導

消費者の食肉の安全・安心に対する関心が高まり、食肉・食鳥処理施設での衛生管理は、より重要となってきている。

このため、各処理場において定期的にふきとり検査を実施するとともに監視指導の強化、従事者の衛生教育等を実施した。県食品衛生監視指導計画に基づき、併設食肉処理場の監視を実施した。

また、衛生管理を主体とした管理マニュアルを基に衛生指導を行い、微生物汚染防止に努めた。

情報紙「食肉衛生検査所だより」の発行と生産農家への検査データのフィードバック事業を実施した。

(1) 処理施設の汚染調査及び監視指導

*各施設のふきとり検査 923検査

(一般生菌・大腸菌・サルモネラ・カンピロバクター・ブドウ球菌・GFAP)

*各施設の監視指導

区分	監視数
と畜場・食鳥処理場	531
併設食肉処理場	96

(2) 食肉関係者に対する講習会の開催

- ・食肉処理場における衛生管理
- ・汚染調査結果について
- ・食品取扱者の衛生管理
- ・食鳥肉の衛生対策について
- ・食鳥処理場従業員の衛生教育について

(3) 検査データフィードバック事業関係

対象 豚生産農家 17戸

食鳥生産農家 27戸

(4) 食肉・食鳥処理場衛生推進運動の実施

- *食肉輸送車・施設のふきとり検査 94検体 282検査（輸送車 47台、施設 47ヶ所）
- *ポスターの掲示
- *施設の衛生チェック
- *従事者に対する講習会
- *自主管理体制の点検

病理検査室

食肉及び食鳥検査において病理組織学的検査が必要と認められる疾病が発見された場合、検査を行い診断の一助としている。

【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
炎症	牛	7	9	22
	豚	5	17	68
	馬	3	3	13
	鶏	5	10	30
変性	牛	5	5	11
	豚	4	9	17
	馬	0	0	0
	鶏	1	2	4
腫瘍	牛	14	115	187
	豚	2	15	21
	馬	0	0	0
	鶏	4	19	28
奇形	牛			
	豚	0	0	0
	馬			
	鶏			
その他	牛	1	1	16
	豚	6	11	39
	馬	1	1	3
	鶏			
合計		58	217	459

【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
病理研修会	牛	23	23	24
	豚	25	25	32
	馬	4	4	60
	鶏	4	18	49
所内研修会	山羊	1	7	14
合計		57	77	179

生物科学検査室（細菌）

解体後の検査において細菌性の疾病を疑った場合、病原菌の分離・同定等の微生物検査を実施するとともに食肉関係（O 157）・食鳥関係（サルモネラ・カンピロバクター）施設および輸送車のふきとり検査を実施して衛生指導に活用した。

【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
敗血症の検査	牛	8	58	103
	豚	6	43	75
	鶏	0	0	0
関節炎型豚丹毒の検査	豚	14	38	114
皮膚型豚丹毒の検査	豚	1	4	11
O 157 ふきとり検査（枝肉）	牛	100	200	1,400
ふきとり検査 (枝肉、枝肉又は食鳥と体、施設)	牛	10	35	560
	豚	10	40	640
	鶏	78	26	130
	食肉関係	168	207	619
	食鳥関係	272	273	847
残留抗菌性物質モニタリング検査	牛	10	20	120
	豚	10	20	120
	鶏	10	20	120
厚労省枝肉ふきとり検査	牛	40	80	420*
	豚	40	80	420*
厚労省G F A P 検査	牛	40	80	80
合 計		817	1,224	5,779

* 食中毒菌の検査を含む

【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
カンピロバクター保菌調査	鶏	1,030	103	515
サルモネラ保菌調査	鶏	1,030	103	721
O 1 5 7 保菌調査	牛	60	100	700
敗血症原因菌性状試験	牛	0	0	0
S T E C 性状試験	牛	0	0	0
G F A P	枝肉	5	10	10
	施設	91	182	182
豚肉保存試験	豚	15	315	5,040
外部精度管理	菌同定	4	4	32
内部精度管理	O157,サルモネラ属菌同定	0	0	0
合 計		2,235	817	7,200

4. 精密検査関係

疾病排除を目的とした各種疾病診断、微生物汚染防止のためのふきとり検査および保菌調査、有害物質排除のための残留抗菌物質検査を実施した。また、GLPを導入し、業務管理要領にもとづいた検査を行い信頼性の確保に努めた。

(1) 精密検査実施状況

検査室名	区分	行政検査			調査研究			合計		
		検査頭数	検体数	検査数	検査頭数	検体数	検査数	検査頭数	検体数	検査数
理化学検査室	食肉関係	373	790	6,661	15	52	172	388	842	6,833
	食鳥関係	15	45	345	5	15	45	20	60	390
	小計	388	835	7,006	20	67	217	408	902	7,223
病理検査室	食肉関係	48	186	397	53	59	130	101	245	527
	食鳥関係	10	31	62	4	18	49	14	49	111
	小計	58	217	459	57	77	179	115	294	638
細菌検査室	食肉関係	457	905	4,682	175	611	5,964	632	1,516	10,646
	食鳥関係	360	319	1,097	2,060	206	1,236	2,420	525	2,333
	小計	817	1,224	5,779	2,235	817	7,200	3,052	2,041	12,979
ウイルス検査室	食肉関係	10	75	75	10	10	10	20	85	85
	食鳥関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	10	75	75	10	10	10	20	85	85
TSEスクリーニング検査	牛	6,060	6,125	6,125				6,060	6,125	6,125
	めん山羊	4	4	4				4	4	4
	小計	6,064	6,129	6,129				6,064	6,129	6,129
小計	食肉関係	6,952	8,085	17,944	253	732	6,276	7,205	8,817	24,220
	食鳥関係	385	395	1,504	2,069	239	1,330	2,454	634	2,834

(2) 各検査室における検査内容

理化学検査室

血液検査を全自动血球計数器とドライケムを用いて実施し診断の参考とした。

平成19年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査を行った。

【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
黄疸判定	牛	7	7	14
	豚	0	0	0
尿毒症の判定	牛	7	35	35
	豚	0	0	0
血液検査	牛	327	654	5,886
	馬	0	0	0
	豚	2	4	36
合成抗菌剤	牛	10	30	330
	豚	10	30	330
	鶏	10	30	330
フルベンダゾール	牛	4	12	12
	豚	5	15	15
	鶏	5	15	15
イベルメクチン	牛	1	3	3
合 計		388	835	7,006

【調査研究】

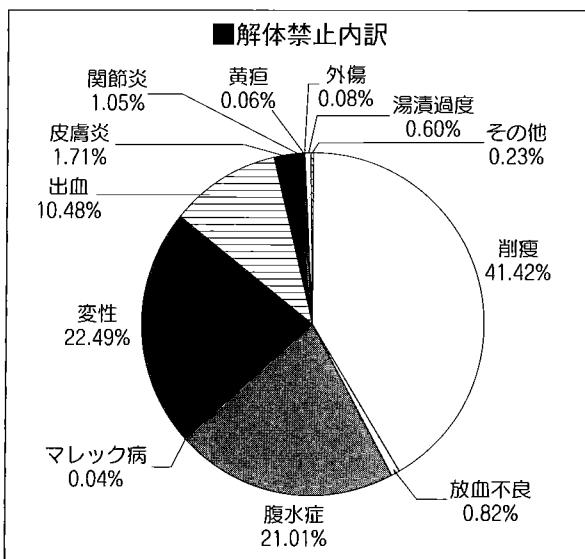
調査内容	畜種	検体数	検査数
外部精度管理(フルベンダゾール)	液卵	10	10
フルベ通知試験法	牛	9	9
	豚	9	9
	鶏	9	9
イベルメクチン試験法	牛	6	6
	豚	6	6
	鶏	3	3
合成抗菌剤一斉分析の新メソッド開発	牛	6	66
	豚	6	66
	鶏	3	33
合 計		67	217

(2) 平成19年度検査結果

解体禁止													解体禁止合計
削瘦	放血不良	腹水症	マレック病	変性	出血	皮膚炎	ブドウ球菌症	関節炎	黄疸	外傷	湯漬過度	その他	
10,431	207	5,290	9	5,663	2,640	431	1	265	15	21	152	59	25,184

解体禁止は0.71%（解体禁止羽数／検査羽数）で、前年度より若干增加了。

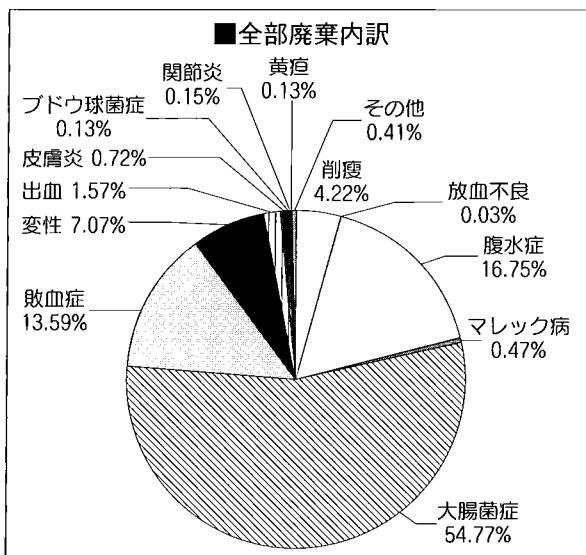
主な原因は、削瘦（発育不良）、変性、腹水症、出血で、削瘦の割合が增加了。



全部廃棄													全部廃棄合計
削瘦	放血不良	腹水症	マレック病	大腸菌症	敗血症	変性	出血	皮膚炎	ブドウ球菌症	関節炎	黄疸	その他	
896	6	3,560	99	11,639	2,889	1,503	334	152	27	32	27	88	21,252

全部廃棄は0.60%（全部廃棄羽数／検査羽数）で、前年度より若干增加了。

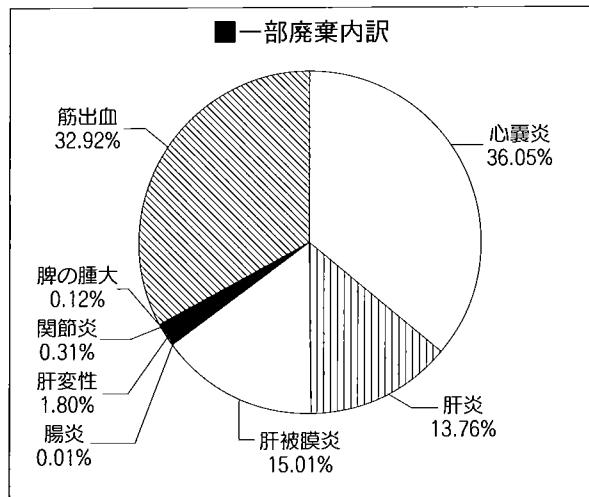
主な原因は、大腸菌症、腹水症、敗血症で、大腸菌症の割合が增加了。



一部廃棄内訳															一部廃棄合計	
心囊炎	気囊炎	肝炎	肝被膜炎	肝変性	脾の腫大	腎炎	腸炎	コクシジウム	関節炎	筋出血	骨折	皮膚炎	膿瘍	腫瘍	その他	
18,084	3	6,900	7,529	904	61	0	7	0	156	16,513	0	0	0	1	1	50,159

一部廃棄は1.42%（一部廃棄羽数／検査羽数）で、前年度より若干減少した。

主な原因は、心囊炎、筋出血、肝被膜炎、肝炎で、心囊炎の割合が増加した。



病名		畜種	とく	牛	馬	豚
泌尿生殖器系	腎炎	出血型	3	1		
		結石型	1	3		
		ターキーエッグ型				
		膿瘍型		8		4
		腎盂炎型				3
		間質炎型		2		72
		その他の		5	1	23
	乳房炎	水腎症				21
		腎梗塞				16
		囊胞腎		3		187
		萎縮腎				2
		腎盂拡張症				
		周閉脂肪壊死				
		膀胱炎		4		
		膀胱破裂				
		膀胱結石		1		
		子宮捻転				
		子宮内膜炎		1		
		子宮蓄膿症		3		
		子宮脱・臍脱		2		
		後産停滞				
運動器系	乳房炎	膿瘍型		3		
		壞疽性型		1		
		その他の		10		
	四肢	放線菌症		1		
		筋肉出血		173	2	156
		筋肉変性		127		7
		筋肉膿瘍	2	51		551
		関節炎	2	36		17
		骨折		15	2	14
		脱臼		33		2
		蹄病		2		
		脊椎膿瘍				
		筋肉水腫		89		
		外傷				
		手術創		117		
寄生虫	寄生虫	皮下膿瘍		13		
		皮下出血	1	222	2	
		腱断裂				
		肝蛭症		17		
腫瘍	腫瘍	豚肺虫症				8
		エキノコックス				
		黒色腫				
		乳頭腫				
その他	その他	リンパ腫				
		その他の				16
		リポフスチン沈着症		45		
		横隔膜水腫		23		
その他	その他	横隔膜膿瘍		45		
		滑膜膿腫				

3. 食鳥関係

大規模食鳥処理場において食鳥処理法に基づく検査を行うとともに、山梨県監視指導計画に基づき、ふきとり検査結果等による食鳥処理場及び併設する食肉処理施設の監視指導、動物用医薬品を対象とした残留検査を実施した。

さらに、サルモネラ及びカンピロバクターの保菌調査や食鳥検査結果等のフィードバックを定期的に行うとともに家畜保健衛生所と検討会を開催して、生産サイドとの連携を強化した。

また、生産サイドの飼養環境等を直接確認するために食鳥処理場・農場の協力を得て農場視察をおこなった。

(1) 年度別検査羽数及び廃棄状況

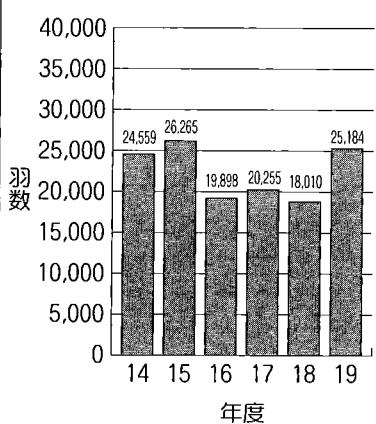
年度別検査羽数

項目 \ 年度	13	14	15	16	17	18	19
出荷羽数	3,058,335	3,273,375	3,384,597	3,321,273	3,504,168	3,566,146	3,543,334
へい死羽数	4,656	5,081	5,983	4,819	6,249	4,368	4,626
検査羽数	3,053,679	3,268,294	3,378,614	3,316,454	3,497,919	3,561,778	3,538,708

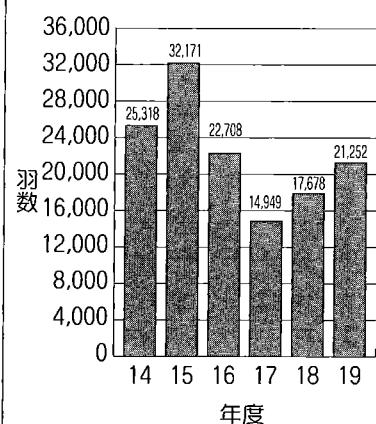
年度別廃棄状況

項目 \ 年度	13	14	15	16	17	18	19
解体禁止羽数	28,559	24,559	26,265	19,898	20,255	18,010	25,184
全部廃棄羽数	17,513	25,318	32,171	22,708	14,949	17,678	21,252
一部廃棄数	20,611	50,046	60,176	56,576	58,340	57,669	50,159

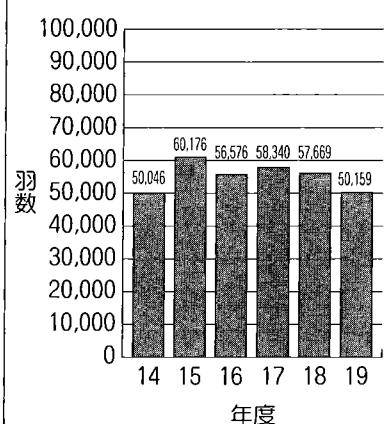
■解体禁止羽数の推移



■全部廃棄羽数の推移

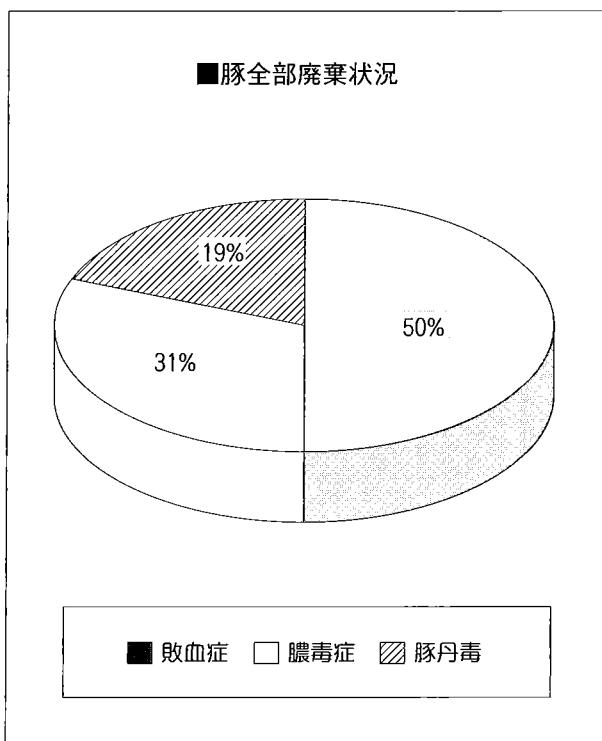
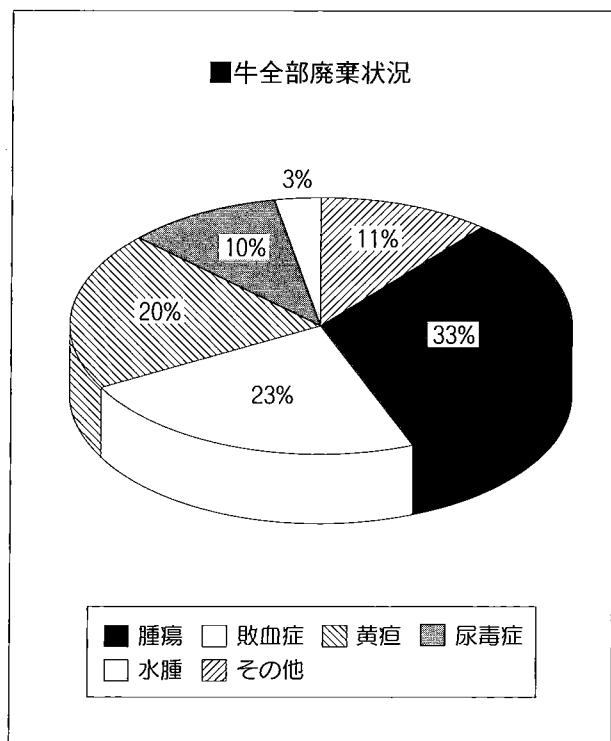


■一部廃棄羽数の推移



(4) とさつ禁止、廃棄状況

畜種 区分 病類別	牛			とく			馬			豚			綿山羊			
	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄													
実頭数		30	2,661		1	37			77		16	29,342				
豚丹毒											3					
トキソプラズマ病																
寄生虫病			17													
膿毒症											5					
敗血症		7									8					
尿毒症		3			1											
黄疸		6														
水腫		1	63													
腫瘍		10														
放線菌症			1													
炎症または炎症産物による汚染		2	1,733			35			72			27,997				
変性または萎縮		1	494			9			1			6				
その他			897			1				6		2,101				
計		30	3,205		1	45			81		16	30,112				



(5) 病名別一部廃棄状況

病名		畜種	とく	牛	馬	豚
循環器系	心外膜炎		3	70		1,108
	心内膜炎					
	心筋変性					
	心筋炎			3		
	心水腫					
	心弁膜血腫					
	心室中隔欠損					
	心肥大					
	脾腫			1		
	脾腫瘍					
体腔	リンパ節膿瘍					7
	リンパ節炎					
呼吸器系	腹膜炎		1	25	1	7
	汎漿膜炎					748
	鼻炎					17
	肺炎	S E P				18,884
		胸膜炎型	1	6	2	4,717
		膿瘍型	9	21		91
		その他	16	35	1	194
	血液吸入肺					1,653
	肺気腫			4		
消化器系	舌炎					
	胃炎			16		
	胃潰瘍					
	胃膿瘍			5		
	創傷性胃炎			1		
	第四胃変位			3		
	胃腸炎		2	9		
	小腸炎			1	1	270
	大腸炎			1	1	128
	抗酸菌症					366
	腸気泡症					77
	胃アトニー					
	鼓脹症					
	ヘルニア			2		7
	腸捻轉					
	脱肛					
	周囲脂肪肪壊死		1	113		
	ヨーネ病					
肝炎	肝炎	鋸屑肝	3	723		
		膿瘍型	2	268	1	9
		肝硬変型	2	7		268
		間質炎型		132	4	6,881
		包膜炎型	1	154	1	390
		胆管炎型		81		
		その他	1	68	2	300
系	肝変性		10	427		
	肝富脈斑			338		
	ニクズク肝			1		
	肝砂粒症				62	
	好酸球性増殖性小葉間静脈炎			9		
	脂肪肝			1		
	血管炎					
	囊胞肝					

第2章 事業概要



第2章 事業概要

1. 事業の内容

- 1 食肉検査……生体検査、内臓検査、枝肉検査
- 2 食鳥検査……生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査
- 3 精密検査……細菌検査、病理検査、理化学検査、ウイルス検査
- 4 衛生検査……監視指導、ふきとり検査、講習会の開催

2. 食肉関係

衛生対策

健康な家畜の搬入、生産段階からの衛生管理の徹底を図るため、生体の汚染状況、疾病の発生状況について生産者及び臨床獣医師に検査結果等の情報をフィードバックしている。

また、県食品衛生監視指導計画に基づき、と畜場・併設食肉処理場の監視を行った。さらに、施設及び枝肉の細菌検査を行い、衛生管理責任者及び作業衛生責任者を中心に講習会・勉強会を実施し、食肉の衛生向上に努めた。

と畜検査の推移

処理頭数は、牛・馬は、前年度並み、豚は増加した。

廃棄頭数は、豚の敗血症による全部廃棄が、前年度に比較して減少した。炎症による一部廃棄の原因は、豚の肺病変と牛の肝臓病変が多くを占める。

(1) 年度別食肉検査状況

区分 年度	牛	とく	馬	豚	綿山羊	計
13年	6,403	15	501	31,338	3	38,260
14年	9,648	5	485	34,479	0	44,617
15年	9,103	85	481	36,903	0	46,572
16年	7,885	136	455	37,185	0	45,661
17年	6,459	94	439	36,609	1	43,602
18年	6,183	45	444	36,658	0	43,330
19年	5,971	89	422	38,302	4	44,788

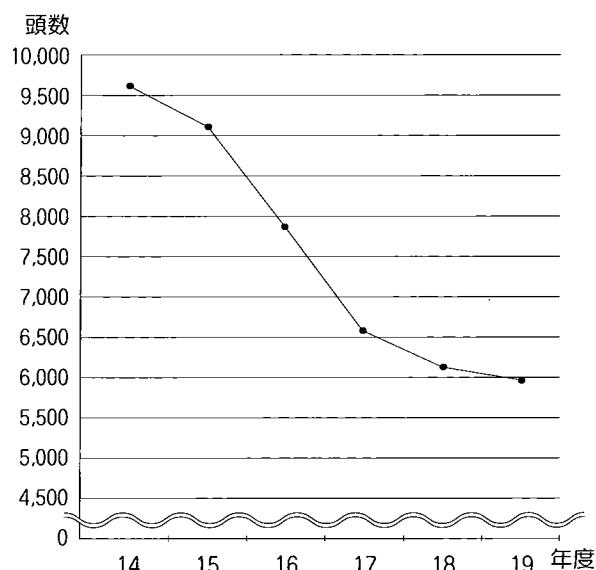
(2) 平成19年度と畜場別検査頭数

処理場名 \ 畜種	開場日数	肉用牛	乳用牛	とく	馬	豚	綿羊	山羊	合計
株式会社山梨食肉流通センター	250	3,676	2,295	89	422	38,302	3	1	44,788
山梨県畜産試験場	0					0			0
合 計	250	3,676	2,295	89	422	38,302	3	1	44,788

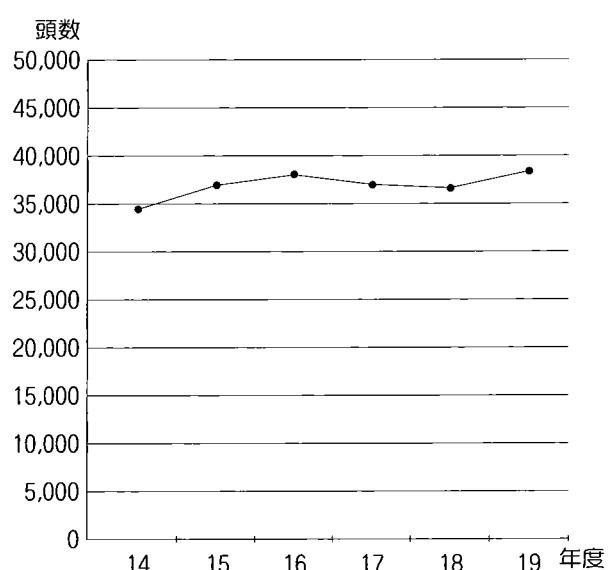
(3) 月別検査頭数

月 \ 区分	牛	とく	馬	豚	綿羊	山羊	合計
4	460	9	39	3,177	0	0	3,685
5	448	12	31	2,961	0	0	3,452
6	427	6	28	2,789	0	0	3,250
7	583	5	31	2,926	0	0	3,545
8	400	11	45	3,216	0	0	3,672
9	448	5	33	2,984	0	0	3,470
10	640	15	34	3,540	0	0	4,229
11	628	9	37	3,898	0	0	4,572
12	586	3	55	3,426	0	1	4,071
1	432	4	31	3,089	0	0	3,556
2	469	7	25	3,194	3	0	3,698
3	450	3	33	3,102	0	0	3,588
合 計	5,971	89	422	38,302	3	1	44,788

■牛検査頭数の推移



■豚検査頭数の推移



5. 山梨県と畜・食鳥検査手数料

畜種	牛	とく	馬	豚	山羊	食鳥	備考
金額	750	320	750	320	180	5	証明手数料 400

※とく…1才未満の牛

平成7年4月1日 改正
(食鳥 平成4年4月1日)

6. と畜場・食鳥処理場一覧表

処理場名	区分	所在地	設置者	電話
(株)山梨食肉流通センター	私営	笛吹市石和町唐柏1028	代表取締役社長 貴志和男	055-262-2288
山梨県畜産試験場	県営	中央市乙黒963-1	山梨県知事	055-273-6441
甲斐食産株式会社	私営	笛吹市八代町米倉1447	代表取締役 米山義智	055-265-5050

7. 処理場の開場状況

と畜場 月曜日～金曜日（土曜日開場隨時）

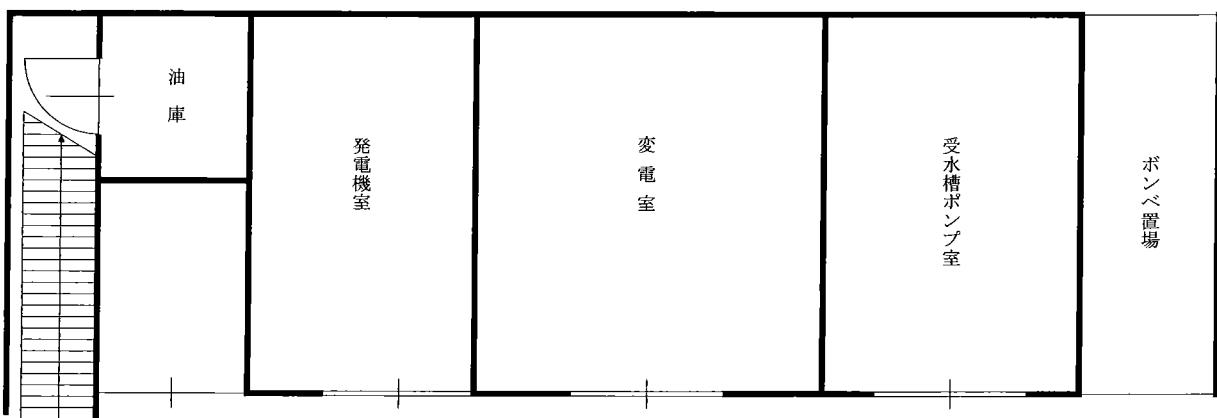
AM 7:45～PM 4:45

食鳥処理場 月曜日～土曜日

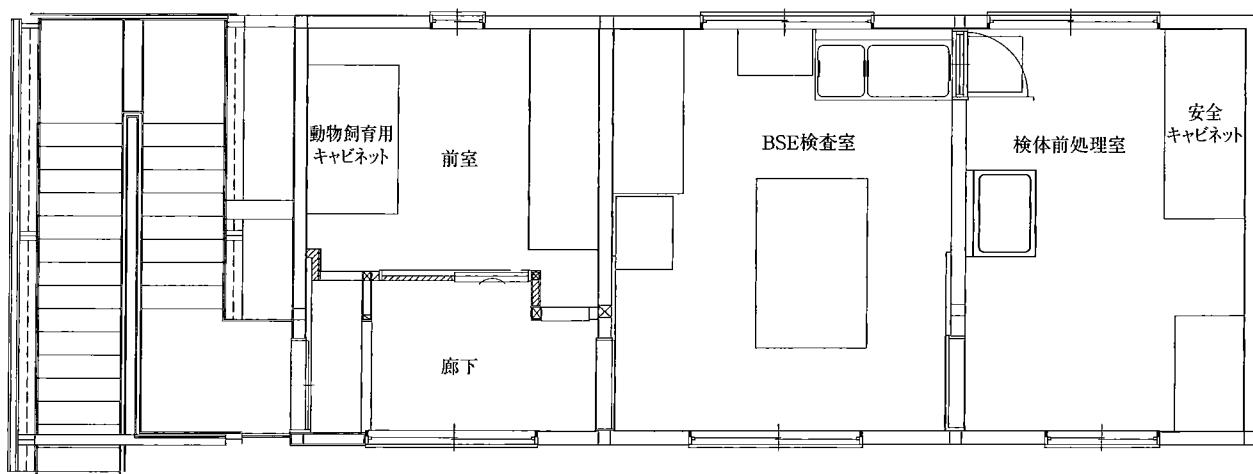
AM 6:30～PM 3:30



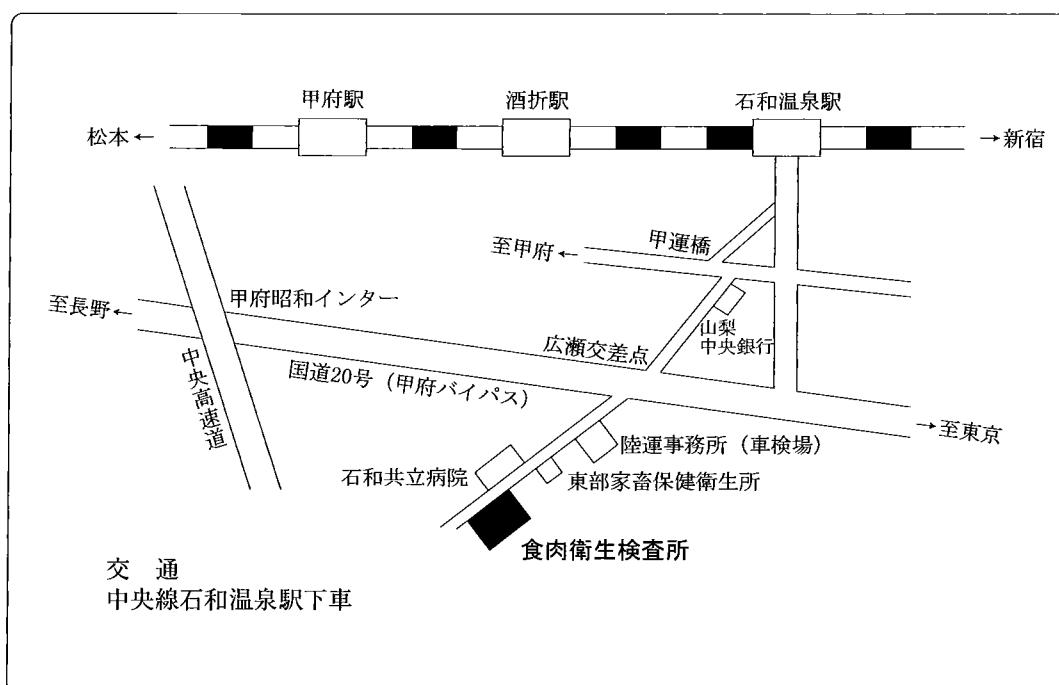
(別棟 1 階)



(別棟 2 階)



(3) 案 内 図



(4) 主要備品の一覧表

品 名	規 格 品 質
倒 立 顯 微 鏡	ニコン TMD 2 S 写真装置
螢 光 顯 微 鏡	ニコン X 2 F-EFD 2
顯微鏡カラーテレビ装置	ニコン DK-8001
自動洗浄機	サンヨー MJW-8000
動物用自動血球計算機	日本光電 MEK-6358
フォトダイオードアレイ検出器	島津 SPD-M 6 A
パラフィン包埋ブロック作成装置	ティッシュエンペディングコンソール #4596
デープフリーザー	サンヨー MDF-382 AT
超低温フリーザー	サンヨー MDF-U 581 AT
安全キャビネット付飼育装置	BESTEX BCC-1600 II A-NCR II P
マイクロプレート用自動吸光度計	ラボシステムズマルチスキャンバイクロマティック
ドラフトチャンバー	ダルトン DS-111 K-1800
高速液体クロマトグラフ	島津 LC-9 A
超純水採取装置	ミリポア RF-G 40型 UF システム
DNA酵素的增幅反応確認装置	PCR一式
滑走式ミクロトーム	ヒストスライド 2000 R
クリーンベンチ	日本エアーテック(株) BCM-1302 W
安全キャビネット	日立 SVC-1302 EL II C
高速液体クロマトグラフ	島津 LC-VP シリーズ
凍結組織切片作成装置	マイルス社 4551
安全キャビネット(BSE)	クラスIII A/B ³
多検体細胞破碎機	安井器械 MB 524

(5) 山梨県職員の給与に関する規則

(昭和32年11月26日山梨県人事委員会規則第7号)

(給料の調整)

第30条 条例第11条の規定により給料の調整を行う職は、別表第10の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第11に掲げる調整基本額に、その者に係る別表第10の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（その額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額）とする。

（別表第10）

勤務箇所	職員	調整数
食肉衛生検査所	(1) 常時と畜検査及び食鳥検査に従事する職員	3
	(2) 食肉検査指導幹	2
	(3) 所長及び次長	1
	(4) (1)から(3)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	1

（別表第11） 調整基本額表（抜すい）

行政職給料表

職務の級	定額
1級	6,500円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,400円

(6) 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程

(昭和32年6月1日山梨県訓令甲第17号)

(目的)

第1条 この訓令は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年4月山梨県条例第5号）第2条第2項、第4条第1項、第6条第3項及び第7条の規定に基づき、山梨県職員の勤務時間の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第2条 この訓令の規定の適用を受ける職員の範囲並びに当該職員の勤務時間、休憩時間、
休息時間、勤務を要しない日及び休日の特例は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

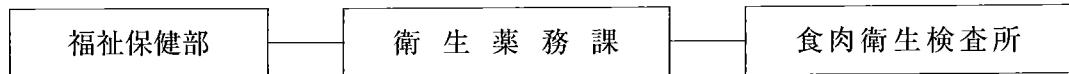
職 員	勤 務 時 間	勤務態様及び勤務時間の割振り	休 憩 時 間
食肉衛生検査所に勤務する職員。	4週間について160時間。 ただし、休憩時間を除く。	勤務時間の割振りは、所長が定める。	45分とし、その割振りは、所長が定める。

休 息 時 間	週 休 日
15分ずつ2回とし、その割振りは、所長が定める。	日曜日及び所長が4週間ごとの期間について定める日曜日以外の4の日。

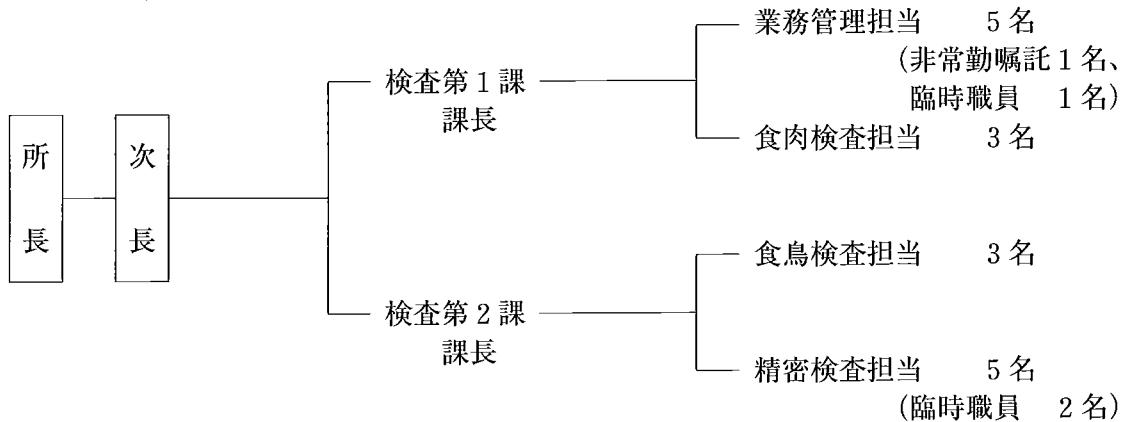
3. 食肉衛生検査所の組織・構成

(平成19年4月1日現在)

〈組 織〉



〈構 成〉



職 員 総 数 20名

技 術 職 15名

事 務 職 1名

非 常 勤 嘱 託 1名

(技 1)

臨 時 職 員 3名

(技 1)

4. 検査所の概要

(1) 施設の概要

・敷地面積 903m²

・建物延面積合計 918m²

・建物の構造

本館 鉄筋コンクリート3階 延面積 752m²

1階 事務室、休憩室、解剖室、更衣室 外 259m²

2階 理化学検査室、病理検査室、研修室 外 248m²

3階 細菌検査室、ウイルス検査室、冷蔵冷凍庫室 外 232m²

R階 P3関係機械室 13m²

付属建物 鉄筋コンクリート造 延面積 110m²

1階 受水槽、変電室、発電室 外 58m²

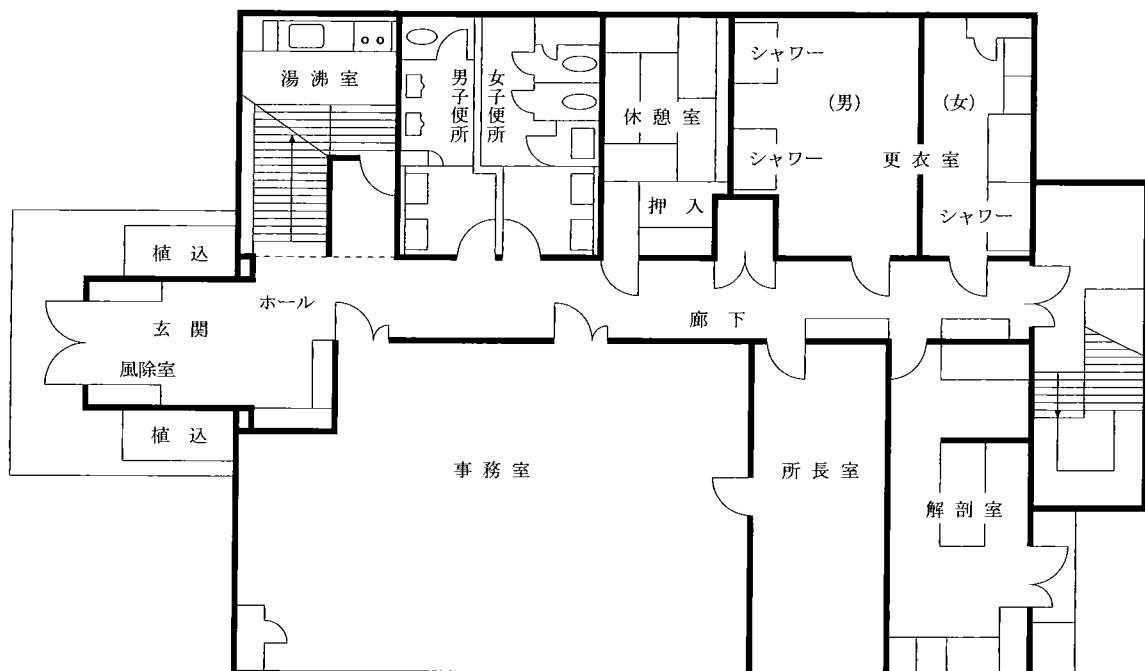
2階 実験動物飼育室、実験室、倉庫 外 52m²

付属施設

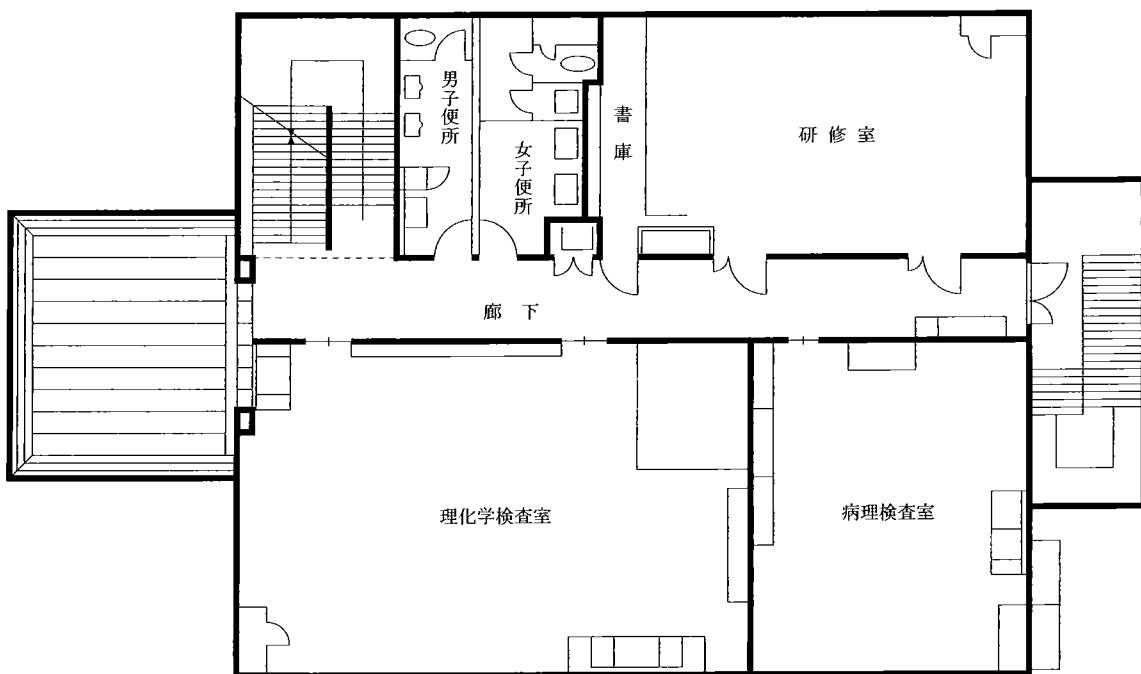
車庫 軽量鉄骨造(車庫) 56m²

(2) 平面図

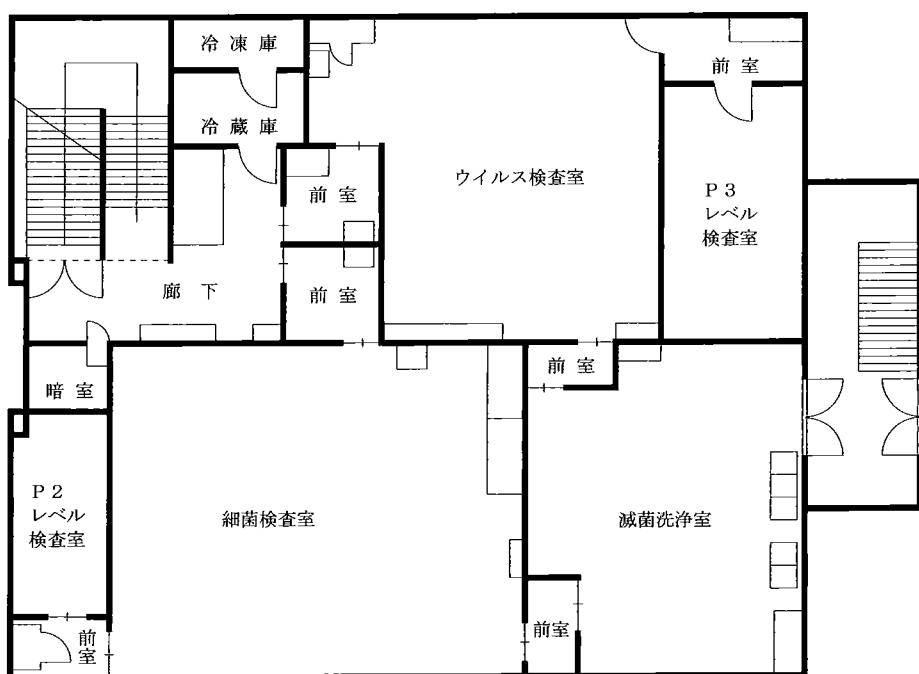
(1階)



(2階)



(3階)



第3章 調査・研究発表



第3章 調査・研究発表

1 山梨県における豚のE型肝炎ウイルスの浸潤状況

平成19年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会

○竹田真也¹⁾ 西潟 剛¹⁾ 畔上佳大¹⁾
吉野恵子²⁾ 浅川洋美³⁾

はじめに

E型肝炎ウイルス (Hepatitis E virus 以下 HEV) 感染症は、経口感染により急性肝炎を起こす人獣共通感染症である。我が国においては、従来海外渡航者の感染事例が多かったが、近年は加熱不十分な野生シカ肉、イノシシ肉、豚レバー等の摂取により発症した事例が報告されている。また、HEV は遺伝子学的調査で、人と豚の近縁性、土着株の存在が明らかになってきた。

今回、我々は豚の HEV 浸潤状況を把握するため、県内と畜場に搬入された豚の HEV 抗体保有状況と HEV 遺伝子の検出を行ったので報告する。

材料及び方法

平成16年度から平成18年度にかけて、県内と畜場に搬入された豚の血清を用いて抗体検査及び PCR 法による遺伝子検出を実施した。

抗体検査は、肥育豚の血清200検体と繁殖豚の血清29検体を、HRP 標識抗ブタ IgG 抗体 (Cappel)、ブタ HEV 抗体陽性コントロール及び陰性コントロールを用い、ヒト用 ELISA キット VITRAGENT HEV-Ab (COSMIC CORPORATION) により、血清中の抗 HEV IgG 抗体の測定を行った。吸光度の測定は、プレートリーダーを使用し450 nm の波長で行った。なお、抗体検査を実施するにあたり、豚用のカットオフインデックス値は設定されていないため、陰性検体の測定結果から設定した。

遺伝子検出は、肥育豚の血清200検体を市販キット (TaKaRa) を使用し、RT-PCR を行った。反応条件、プライマーは食品衛生検査指針微生物編に準拠した。なお、RNA 抽出は市販キット (QIAGEN) を用い、血清140 µl から RNA を抽出した。

1) 山梨県食肉衛生検査所 2) 富士・東部保健福祉事務所 3) 山梨県衛生公害研究所

成 績

抗体検査の結果では、肥育豚の血清200検体中191検体（95.5%）が陽性であった（表1）。また、繁殖豚の血清は29検体中15検体（51.7%）が陽性であった。

PCR検査結果では、肥育豚の血清200検体すべて陰性であった（表2）。

表1 抗体保有状況（陽性数）

	H 16	H 17	H 18	計
肥 育 豚	40/40 (100%)	80/80 (100%)	71/80 (88.8%)	191/200 (95.5%)
	—	—	15/29 (51.7%)	15/9 (51.7%)

表2 遺伝子検出状況（陽性数）

	H 16	H 17	H 18	計
肥 育 豚	0 / 40 (0 %)	0 / 80 (0 %)	0 / 80 (0 %)	0 / 200 (0 %)

考 察

平成16年度、17年度及び18年度に県内Aと畜場に搬入された豚の血清中の抗HEV IgG抗体は、肥育豚200頭中191頭（95.5%）が陽性で、ほとんどの肥育豚がHEVに感染していることが示唆された。繁殖豚は50%強の陽性率に留まった。これは、長期間の飼養で抗体価が低下したものと考えられた。一方、血清からはHEV遺伝子が検出されなかったことから、生後6ヶ月齢の肥育豚ではHEVに感染はしたもの、既にHEVは体内から消失しており、豚肉の安全性には問題がないと考えられた。今後は抗体を保有していない豚が一部みられたこと、PCR法で胆汁、肝臓からHEV遺伝子が検出されたという報告もあることから、豚肉は十分な加熱調理を行い摂食するよう関係機関と連携して普及啓発していく必要があると考えられた。

山梨県における豚の E型肝炎ウイルスの浸潤状況

山梨県食肉衛生検査所
竹田真也

目的

- ・人獣共通感染症
 - ・野性シカ肉、イノシシ肉、豚レバーでの発症例
- ↓
- ・豚のHEV浸潤状況の把握
 - ・抗体検査
 - ・遺伝子検出

材料及び方法

材料：県内Aと畜場に搬入された豚血清

・抗体検査：肥育豚血清 200 検体
繁殖豚血清 29 検体

・遺伝子検出：肥育豚血清 200 検体
(RT-PCR法)

方法

抗体検査 (ELISA法)

- ・VIRAGENT HEV-Ab (COSMIC CORPORATION)
HRP標識抗ブタIgG抗体 (Cappel)
ブタHEV抗体陽性コントロール (COSMIC CORPORATION)
ブタHEV抗体陰性コントロール (COSMIC CORPORATION)
マイクロプレートリーダー (波長:450nm)

抗体検査のフロー

HEV抗原プレートに検体、P.C.、N.Cを加える
水浴(24°C)で振とうし、1時間インキュベート
洗浄液で5回洗浄
プレートの洗浄液をキムタオルでたたいて除く
酵素標識抗体を50 μl加える
水浴(24°C)で振とうし、1時間インキュベート
洗浄液で5回洗浄
プレートの洗浄液をキムタオルでたたいて除く
発色液50 μl加える
24°Cで10分間インキュベート
反応停止液50 μl加える
プレートリーダーで吸光度測定する

方法

遺伝子検出 (RT-PCR法 [市販キット])

- ・ RNA抽出
QIAamp Viral RNA Mini Kit (QIAGEN)
- ・ cDNA合成/1st PCR (2ステップ法)/2nd PCR
TaKaRa RNA PCR Kit Ver.3.0 (TaKaRa)

方法

遺伝子検出 (RT- PCR法)

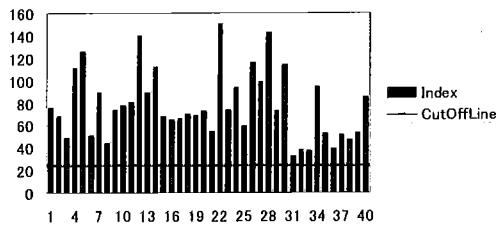
○プライマー
 cDNA HEV-R2
 1 st PCR HEV-F1 / HEV-R2
 2 nd PCR HEV-F2 / HEV-R1

○反応条件
 •cDNA合成
 42°C 30分
 95°C 5分
 4°C 5分

•PCR
 96°C 1分
 95°C 30秒
 55°C 45秒
 72°C 1分
 72°C 7分
 4°C 5分

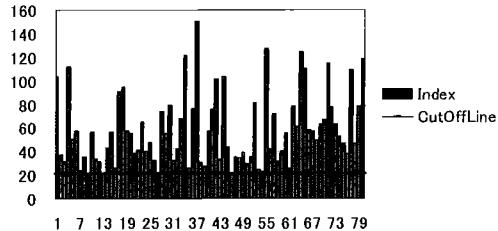
抗体検査結果

肥育豚 40検体(平成16年度)



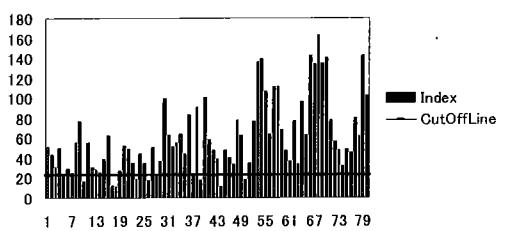
抗体検査結果

肥育豚 80検体(平成17年度)



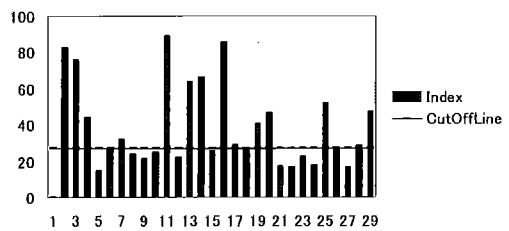
抗体検査結果

肥育豚 80検体(平成18年度)



抗体検査結果

繁殖豚 29検体(平成18年度)



抗体検査結果

抗体保有状況(陽性数)

	H16	H17	H18	計
肥育豚	40/40	80/80	71/80	191/200 (100 %) (100 %) (88.8 %) (95.5 %)
繁殖豚	-	-	15/29	15/29 (51.7 %) (51.7 %)

PCR検査結果

遺伝子検出状況（陽性数）

	H 16	H 17	H 18	計
肥育豚	0/40	0/80	0/80	0/200
	(0 %)	(0 %)	(0 %)	(0 %)

考察及びまとめ

- 抗体保有状況から、ほとんどの肥育豚がHEVに感染したと考えられた。
- 繁殖豚の抗体保有率は、50%強と肥育豚に比べて低かった。これは長期間の飼養で抗体価が低下したと考えられた。
- 肥育豚のほとんどが抗体陽性であったが、血清からHEV遺伝子は検出されなかった。
- PCR法で肝臓、胆汁からHEV遺伝子を検出した報告があり
今後は、これらを検体として調査していく必要がある。

2 鶏の肝臓の腫瘤

全国食肉衛生検査所協議会第55回病理研修会

演題 No. 1988

○白鳥 典郎

機関名：山梨県食肉衛生検査所

動物名：鶏 品種：ブロイラー 性別：雄 日齢：56日齢

発生状況：平成18年8月22日に搬入された8,784羽中の1羽

生体所見：著変なし

内臓所見：肝臓右葉側面に1.5 cm × 1.5 cm × 1.0 cm、肝臓左葉壁側面に1.0 cm × 1.0 cm × 0.5 cm の腫瘤を認めた。右葉の腫瘤は淡赤色～暗赤色の部位と乳白色の部位が混在しており、左葉の腫瘤は主に肝組織との境界付近が淡赤色～暗赤色で、その他の部位は乳白色であった。どちらの腫瘤もやや硬く、表面は円滑であった。剖面は充実性で、肝組織との境界は明瞭であった。他の臓器に著変はなかった。

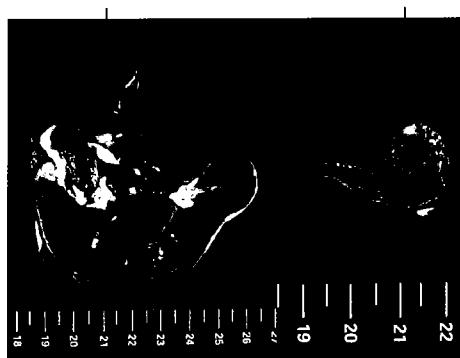
組織所見：右葉と左葉の腫瘤の所見は同様で、腫瘍組織は被膜を持たず、肝組織に浸潤性に増殖し、内部に遺残した肝細胞を認めた。腫瘍細胞は紡錘形で卵円形から長楕円形の清明な核をもち、束状に様々な方向に走行しており、核分裂像が散見された。細胞が血管腔内に向かって増殖しているように見える部位も観察された。肉眼で淡赤色～暗赤色に見える部位は、赤血球を入れた血管が豊富で出血も見られた。マッソントリクローム染色では顕著な膠原線維の増生を認め、鍍銀染色では1～数個の腫瘍細胞の間に好銀線維が入り込む部位が見られた。

固定方法：20%中性緩衝ホルマリン

切り出し部位（図示）

切り出し部位（右葉腫瘤）

薄切面



行政処分：全部廃棄

組織診断名：過誤腫

疾病診断名：なし

3 馬の心臓

全国食肉衛生検査所協議会第56回病理研修会

演題 No. 2014

○池永 由梨子

機関名：山梨県食肉衛生検査所

動物名：馬 品種：軽種 性別：雄 日齢：不明

病歴：不明

生体所見：特に異常なし

内臓所見：左心室外側面の脂肪組織内に、蔓状に走行する直径約1～4 mmの管状物を認めた。剖面では、管状物の一部は筋肉内を走行しており、盲端で終わっていた。管状物は淡黄色透明の液体を満たしていた。

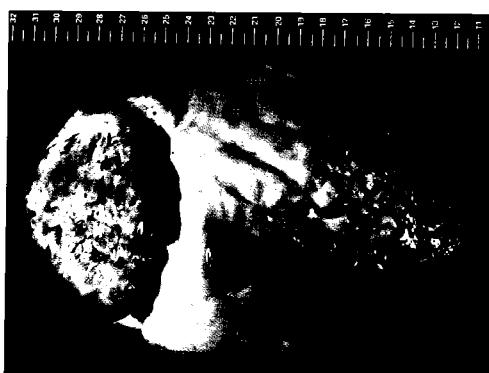
心臓以外の臓器に著変はなかった。

組織所見：管壁は一層の内皮細胞で裏打ちされ、その外側は膠原線維が取り囲み、ワニギーン染色では、管腔壁の厚い部分で平滑筋線維も見られた。管腔内壁には、内壁から連続する弁状の構造物を認めた。

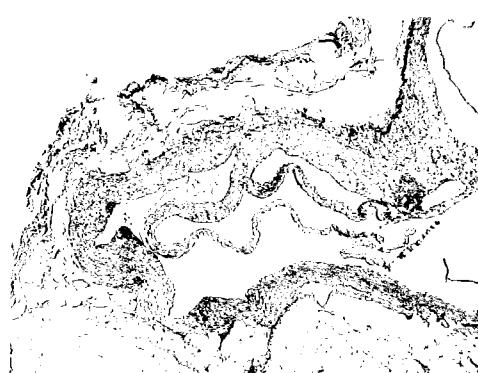
心組織に著変はなかった。

生化学検査：管腔内の液体を富士ドライケムにより測定した結果、BUN 19.1 mg/dl、T-Bil 2.1 mg/dl、CRE 1.4 mg/dl、GOT 331 U/l、TP 7.4 g/dl、ALB 3.4 g/dl、ALP 115 U/l、GGT 48 U/l、Ca 12.7 mg/dl、CPK 382 U/lであった。

固定方法：10%中性緩衝ホルマリン



(肉眼写真)



(組織写真：HE 染色 弱拡大)

行政処分：一部廃棄

組織診断名：左心表面のリンパ管拡張

疾病診断名：なし

